

社会保険歯科診療における  
歯科技工関連部門の知識と解説

[概要版]

2016年（平成28年）4月1日実施  
社会保険歯科診療報酬改定内容

公益社団法人 日本歯科技工士会



# 目 次

1. 本書を発行するにあたり .....	2
2. 良質な歯科医療の確保のために （歯科診療報酬点数表 第12部歯冠修復及び欠損補綴 通則5） .....	3
3. 点数分析表（参考） .....	4
4. 歯冠修復及び欠損補綴における製作技工・製作管理に関わる主な診療報酬点数表 .....	6
5. 歯冠修復及び欠損補綴における製作技工・製作管理に関わる主な診療報酬点数表 （診療報酬算定方法告示に示された注釈入り） .....	8
6. 2016年（平成28年）4月1日実施 歯科診療報酬の主な改定内容 .....	10
7. 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準） .....	14
8. 歯科技工に関連する保険点数のしくみ .....	16
9. 歯科用貴金属価格の随時改定について .....	17
10. 歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移 .....	18

## 本書を発行するにあたり

2016年（平成28年）4月1日実施の社会保険診療報酬改定において、歯科診療報酬本体は0.61%の引き上げとなりました。

私たち歯科技工士に主に関連する歯冠修復及び欠損補綴に関する改定内容については、硬質レジンジャケット冠、有床義歯（局部義歯、総義歯）、鑄造鉤、バー、補綴隙等の点数が増点となっています。また、レジン前装金属冠の小白歯への適用拡大（ブリッジの支台歯に限る）や乳歯冠の名称変更、実施頻度が減少している技術や使用頻度が減少している材料の保険適用廃止等があります。

良質な歯科医療に資する安全で品質の高い歯科補綴物を安定的に供給するためには、歯科補綴物等の作成を委託する側の歯科医療機関と、受託する側の歯科技工所の双方が、歯科技工に関する保険点数の仕組み等、共通の認識の下、適正な歯科技工料金での委託・受託が行わなければなりません。

会員各位におかれては、2016年4月1日から実施される社会保険歯科診療報酬改定内容を解説した本書を活用され、この機に歯科技工料金を改定し健全な歯科技工所運営を図られ、環境改善の一助となることを祈念いたします。

2016年（平成28年）4月

公益社団法人 日本歯科技工士会

# 良質な歯科医療の確保のために

2016年(平成28年)4月

公益社団法人 日本歯科技工士会

## 歯科診療報酬点数表

### 第12部 歯冠修復及び欠損補綴 通則5

歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

1988年(昭和63年)厚生省告示第165号(上記「通則5」)の、歯冠修復及び欠損補綴の製作技工に要する費用と製作管理に要する費用の割合に関する問題については、1992年(平成4年)4月22日付の日本歯科医師会、日本歯科技工士会両会連名の文書の中で、厚生省告示第165号の「合意の精神」に沿った円滑な実施をすでに再確認している。

また、厚生省(当時)においても、通則5における歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施について、保険局長名にて通知文書が両会会長宛(日歯会長宛は保文発第646号文書)に出されている。

保文発第647号

昭和63年10月20日

(社)日本歯科技工士会長 殿

厚生省保険局長

### 歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施について

先般の歯科診療報酬点数表の改正に当たり、歯冠修復及び欠損補綴の部の通則において、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用の割合が示された(厚生大臣告示)ことについては、既に御案内のとおりであります。これは、今後の高齢化社会において、歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施が一層重要性を増すことにかんがみ、良質な歯科医療の確保に資することを図ったものであります。

つきましては、今後とも、この厚生大臣告示の趣旨を踏まえ、関係団体との間で話し合いを行っていただくとともに、歯冠修復及び欠損補綴に関し、個々の当事者間で円滑な実施が図られるよう会員を御指導いただきたくお願いいたします。

# 点数分析

## 2016年（平成28年）

### ◇金属歯冠修復

		製作技術料	材料料	70%			
M010	14 K 金合金 (ブリッジの支台として使用する場合)	インレー(複雑)	284点	626点	199点		
		前歯 3/4 冠	370	782	259		
	金銀パラジウム合金	大白歯	インレー(単純)	190	168	133	
			インレー(複雑)	284	311	199	
			* 4/5 冠	310	392	217	
			全部金属冠	454	493	318	
	前歯 小白歯	インレー(単純)	190	115	133		
		インレー(複雑)	284	228	199		
		前歯 3/4 冠	370	281	259		
		4/5 冠	310	281	217		
	全部金属冠	454	353	318			
	M011	☆前歯・小白歯	レジン前装金属冠	1,174	439	822	
M010	ニッケルクロム合金	大白歯	インレー(単純)	190	4	133	
			インレー(複雑)	284	4	199	
			* 4/5 冠	310	8	217	
			全部金属冠	454	10	318	
	前歯 小白歯	インレー(単純)	190	4	133		
		インレー(複雑)	284	4	199		
		前歯 3/4 冠	370	6	259		
		4/5 冠	310	6	217		
	全部金属冠	454	8	318			
	M011	☆前歯・小白歯	レジン前装金属冠	1,174	17	822	
	M010	銀合金	大白歯	インレー(単純)	190	17	133
				インレー(複雑)	284	30	199
* 4/5 冠				310	38	217	
全部金属冠				454	47	318	
前歯 小白歯		インレー(単純)	190	11	133		
		インレー(複雑)	284	22	199		
		* 前歯 3/4 冠	370	27	259		
		* 4/5 冠	310	27	217		
全部金属冠		454	35	318			
M011		☆前歯・小白歯	レジン前装金属冠	1,174	76	822	

※乳歯を除く。

\*ブリッジの支台に用いる場合。

☆小白歯の場合は、ブリッジの支台歯となる第一小白歯に限る。

### ◇硬質レジンジャケット冠他

		製作技術料	材料料	70%	
M015	硬質レジンジャケット冠	加熱重合	768	8	538
		光重合	768	196	538
M015-2	CAD/CAM冠	1,200	382	840	

### ◇乳歯冠・小児保険装置

		製作技術料	材料料	70%	
M016	乳歯冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		※2 1以外の場合	390	2	273
M016-2	小児保険装置	600	-	420	

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合は人工歯科を別に算定。

### ◇ポンティック

		製作技術料	材料料	70%		
M017	铸造ポンティック	金銀パラジウム合金	大白歯	434点	567点	304点
			小白歯	434	427	304
		ニッケルクロム合金	大白歯	434	39	304
			小白歯			
	レ前ポンティック 装金属	金銀パラジウム合金	前歯	1,180	341	826
			前歯	1,180	50	826
		ニッケルクロム合金	前歯	1,180	50	826
			前歯	1,180	50	826
	金属裏装 ポンティック	14 K 金合金	前歯	754	587	528
			前歯	754	231	528
		金銀パラジウム合金	前歯	754	231	528
			小白歯	754	290	528
ニッケルクロム合金	前歯	754	26	528		
	小白歯	754	26	528		

### ◇有床義歯(レジン床)

		製作技術料	材料料	70%		
M018	仕 上 げ	局部義歯	1歯 ~ 4歯	576点	2点	403点
			5歯 ~ 8歯	708	3	496
			9歯 ~ 11歯	940	5	658
			12歯 ~ 14歯	1,364	7	955
	総	義歯	2,132	10	1,492	

### ◇熱可塑性樹脂有床義歯

		製作技術料	材料料	70%		
M019	仕 上 げ	局部義歯	1歯 ~ 4歯	662点	39点	463点
			5歯 ~ 8歯	890	39	623
			9歯 ~ 11歯	1,108	39	776
			12歯 ~ 14歯	1,732	39	1,212
	総	義歯	2,752	39	1,926	

# 表 (参考)

4月1日実施

公益社団法人 日本歯科技工士会

## ◇クラスプ，バー他

			製作技術料	材料料	70%	
M020	造	鑄子	14 K 金合金	240点	865点	168点
			金銀パラジウム合金	240	454	168
			ニッケル・コバルトクロム	240	5	168
		鉤	14 K 金合金	240	704	168
			金銀パラジウム合金	240	355	168
			ニッケル・コバルトクロム	240	5	168
	腕鉤 (レスト付)	大臼歯	14 K 金合金	222	704	155
			金銀パラジウム合金	222	311	155
			ニッケル・コバルトクロム	222	5	155
		犬歯 (小臼歯)	14 K 金合金	222	541	155
			金銀パラジウム合金	222	271	155
			ニッケル・コバルトクロム	222	5	155
	前歯 (切歯)	14 K 金合金	222	416	155	
		金銀パラジウム合金	222	251	155	
		ニッケル・コバルトクロム	222	5	155	
M021	線鉤	双子鉤	14 K 金合金	206	429	144
			不銹・特殊鋼	206	9	144
		二腕鉤 (レスト付)	14 K 金合金	146	332	102
			不銹・特殊鋼	146	9	102
M021-2	コンピネーション鉤	※1	前歯	226	169	158
			犬歯・小臼歯	226	179	158
			大臼歯	226	199	158
		※2	前歯	226	46	158
			犬歯・小臼歯	226	46	158
			大臼歯	226	46	158
	※1 鑄造鉤に金銀パラジウム合金(金12%以上)，線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合。					
	※2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金，線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合。					
	M022	フック・スパー		103	-	72
	M023	バ	鑄造	金銀パラジウム合金	444	727
ニッケル・コバルトクロム				444	18	311
1		屈曲	不銹・特殊鋼	254	39	178
			保持装置	60	-	42

## ◇修理

		製作技術料	材料料	70%
M029	有床義歯修理	234点	-点	164点

## ◇人工歯料 (有床義歯・乳歯冠)

M014 M017 M018 M019	材 料	前 歯 部		白 歯 部	
		両 側	片 側	両 側	片 側
	レジン歯	26点	13点	27点	14点
	スルフォン樹脂 レジン歯	61	31	85	43
	硬質レジン歯	61	30	80	40
	陶 歯	184	92	99	50

### 歯科診療報酬点数表

#### 第12部 歯冠修復及び欠損補綴

#### 通 則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には，製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ，その割合は，製作技工に要する費用がおおむね100分の70，製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は，上記通則5に基づき，製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

注1. %は製作技術料についてのものので小数第1位で四捨五入した。

注2. 材料料とは特定保険医療材料料のことである。

注3. 1点は10円であり，材料料を加算したものが合計請求額となる。

## ◇その他

			製作技術料	材料料	70%
M026	補綴隙		50点	-点	35点

歯冠修復及び欠損補綴における製作技工・製作管理に関わる  
 主な診療報酬点数表  
 (2016年(平成28年)4月1日実施)

No.1

区分 番号	項 目	単 位	所 定 点 数
M010	金属歯冠修復		
	1 インレー イ 単純なもの	1個	190 点
	ロ 複雑なもの	1個	284 点
	2 4分の3冠(前歯)	1個	370 点
	3 5分の4冠(小臼歯)	1個	310 点
	4 全部金属冠(小臼歯及び大臼歯)	1個	454 点
M011	レジン前装金属冠		
	1 前歯	1歯	1,174 点
	2 小臼歯	1歯	1,174 点
M015	硬質レジンジャケット冠	1歯	768 点
M015-2	CAD/CAM冠	1歯	1,200 点
M016	乳歯冠		
	1 乳歯金属冠の場合	1歯	200 点
	2 1以外の場合	1歯	390 点
M016-2	小児保険装置		600 点
M017	ポンティック	1歯	434 点
	注1 レジン前装金属ポンティック	1歯	1,180 点
	注2 金属裏装ポンティック	1歯	754 点
M018	有床義歯		
	1 局部義歯 イ 1歯から4歯まで	1床	576 点
	ロ 5歯から8歯まで	1床	708 点
	ハ 9歯から11歯まで	1床	940 点
	ニ 12歯から14歯まで	1床	1,364 点
	2 総義歯	1顎	2,132 点

**歯冠修復及び欠損補綴における製作技工・製作管理に関わる  
 主な診療報酬点数表  
 (2016年(平成28年)4月1日実施)**

No.2

区分 番号	項 目	単 位	所 定 点 数
M019	熱可塑性樹脂有床義歯		
	1 局部義歯 イ 1歯から4歯まで	1床	662 点
	ロ 5歯から8歯まで	1床	890 点
	ハ 9歯から11歯まで	1床	1,108 点
	ニ 12歯から14歯まで	1床	1,732 点
	2 総義歯	1顎	2,752 点
M020	鑄造鉤		
	1 双子鉤	1個	240 点
	2 二腕鉤	1個	222 点
M021	線鉤		
	1 双子鉤	1個	206 点
	2 二腕鉤(レストつき)	1個	146 点
	3 レストのないもの	1個	126 点
M021-2	コンビネーション鉤	1個	226 点
M022	フック・スパー	1個	103 点
M023	バー		
	1 鑄造バー	1個	444 点
	2 屈曲バー	1個	254 点
	注 保持装置	1個	60 点
M026	補綴隙	1個	50 点
M029	有床義歯修理	1床	234 点

※本表は、歯科関係者間における製作技術点数の共通認識のため、歯科診療報酬点数表第12部歯冠修復及び欠損補綴の通則5に関わる主な項目の所定点数を示したものです。

公益社団法人 日本歯科技工士会

**歯冠修復及び欠損補綴における製作技工・製作管理に関わる**  
**主な診療報酬点数表**  
 (2016年(平成28年)4月1日実施)  
**【診療報酬算定方法告示に示された注釈入り】**

No.1

区分 番号	項 目	所定点数
M010	金属歯冠修復(1個につき)	
	1 インレー イ 単純なもの	190 点
	ロ 複雑なもの	284 点
	2 4分の3冠(前歯)	370 点
	3 5分の4冠(小臼歯)	310 点
	4 全部金属冠(小臼歯及び大臼歯)	454 点
	注 1 2について、前歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。 2 3については、大臼歯の生活歯をブリッジの支台に用いる場合であっても算定できる。 3 3について、臼歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。	
M011	レジン前装金属冠(1歯につき)	
	1 前歯	1,174 点
	2 小臼歯	1,174 点
M015	硬質レジンジャケット冠(1歯につき)	768 点
M015-2	CAD/CAM冠(1歯につき)	1,200 点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を用いて、臼歯に対して歯冠補綴物(全部被覆冠に限る。)を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。	
M016	乳歯冠(1歯につき)	
	1 乳歯金属冠の場合	200 点
	2 1以外の場合	390 点
M016-2	小児保険装置	600 点
	注 1 クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。 2 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M017	ポンティック(1歯につき)	434 点
	注 1 レジン前装金属ポンティックは、746点を所定点数に加算する。 2 金属裏装ポンティックは、320点を所定点数に加算する。	1,180 点 754 点
M018	有床義歯	
	1 局部義歯(1床につき) イ 1歯から4歯まで	576 点
	ロ 5歯から8歯まで	708 点
	ハ 9歯から11歯まで	940 点
	ニ 12歯から14歯まで	1,364 点
2 総義歯(1顎につき)	2,132 点	

**歯冠修復及び欠損補綴における製作技工・製作管理に関わる  
 主な診療報酬点数表**  
 (2016年(平成28年)4月1日実施)  
**【診療報酬算定方法告示に示された注釈入り】**

No.2

区分 番号	項 目	所定点数
M019	熱可塑性樹脂有床義歯	
	1 局部義歯(1床につき) イ 1歯から4歯まで	662 点
	ロ 5歯から8歯まで	890 点
	ハ 9歯から11歯まで	1,108 点
	ニ 12歯から14歯まで	1,732 点
	2 総義歯(1顎につき)	2,752 点
M020	鑄造鉤(1個につき)	
	1 双子鉤	240 点
	2 二腕鉤	222 点
M021	線鉤(1個につき)	
	1 双子鉤	206 点
	2 二腕鉤(レストつき)	146 点
	3 レストのないもの	126 点
M021-2	コンビネーション鉤(1個につき)	226 点
	注 二腕鉤の維持腕と拮抗腕にそれぞれ鑄造鉤と線鉤を組み合わせて製作した場合に算定する。	
M022	フック・スパー(1個につき)	103 点
	注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M023	バー(1個につき)	
	1 鑄造バー	444 点
	2 屈曲バー	254 点
	注 鑄造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合は、60点を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	60 点
M026	補綴隙(1個につき)	50 点
	注 保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。	
M029	有床義歯修理(1床につき)	234 点
	注 1 新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の修理を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。	
	2 保険医療材料料(人工歯料を除く。)は、所定点数に含まれる。	
	3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かった当日に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算1として、1床につき50点を所定点数に加算する。	
	4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かって修理を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算2として、1床につき30点を所定点数に加算する。	

※本表は、歯科関係者間における製作技術点数の共通認識のため、歯科診療報酬点数表第12部歯冠修復及び欠損補綴の通則5に関わる主な項目の所定点数を示したものです。

公益社団法人 日本歯科技工士会

2016年（平成28年）4月1日実施

歯科診療報酬の主な改定内容（第12部 歯冠修復及び欠損補綴）

【歯科技工に関連する製作技術点数の改定内容】

	改定前		改定後	差 異
M015 硬質レジンジャケット冠 （1歯につき）	750点	⇒	768点	+18点
M018 有床義歯				
1. 局部義歯（1床につき）				
イ. 1歯から4歯まで	570点	⇒	576点	+6点
ロ. 5歯から8歯まで	700点	⇒	708点	+8点
ハ. 9歯から11歯まで	930点	⇒	940点	+10点
ニ. 12歯から14歯まで	1,350点	⇒	1,364点	+14点
2. 総義歯（1顎につき）	2,110点	⇒	2,132点	+22点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯				
1. 局部義歯（1床につき）				
イ. 1歯から4歯まで	670点	⇒	662点	-8点
ロ. 5歯から8歯まで	900点	⇒	890点	-10点
ハ. 9歯から11歯まで	1,120点	⇒	1,108点	-12点
ニ. 12歯から14歯まで	1,750点	⇒	1,732点	-18点
2. 総義歯（1顎につき）	2,780点	⇒	2,752点	-28点
M020 鑄造鉤（1個につき）				
1. 双子鉤	234点	⇒	240点	+6点
2. 二腕鉤	216点	⇒	222点	+6点
M021 線鉤（1個につき）				
1. 双子鉤	200点	⇒	206点	+6点
2. 二腕鉤（レスト付）	140点	⇒	146点	+6点
3. レストのないもの	120点	⇒	126点	+6点

M021-2	コンビネーション鉤 (1個につき)	220点	⇒	226点	+6点
--------	----------------------	------	---	------	-----

M023 バー (1個につき)

1.	鋳造バー	438点	⇒	444点	+6点
2.	屈曲バー	248点	⇒	254点	+6点

M026	補綴隙 (1個につき)	40点	⇒	50点	+10点
------	-------------	-----	---	-----	------

M029	有床義歯修理 (1床につき)	228点	⇒	234点	+6点
------	----------------	------	---	------	-----

### 【新規医療技術の保険導入】

#### 1. レジン前装金属冠の小白歯への適応範囲の拡大

レジン前装金属冠の適応範囲はこれまで前歯部に限定されていましたが、臼歯部においてはブリッジの支台歯となる第一小白歯に限り適応範囲が拡大されました。

なお、製作技術点数は前歯、小白歯とも1,174点となります。

#### 2. ファイバーポストの保険導入

2016年1月からファイバーポストを使用した支台築造が保険適用されており、本年4月以降の製作技術点数、材料点数は下記のようになっています。

なお、支台築造の製作技術点数には、窩洞形成、装着等の費用が含まれています。

◎支台築造の製作技術点数、材料点数

M002 支台築造 (1歯につき)

#### 1. 間接法

イ メタルコアを用いた場合

(1)	大白歯	176点
(2)	小白歯及び前歯	150点

ロ ファイバーポストを用いた場合

(1)	大白歯	176点 (新)
(2)	小白歯及び前歯	150点 (新)

#### 2. 直接法

イ ファイバーコアを用いた場合

(1)	大白歯	154点 (新)
(2)	小白歯及び前歯	128点 (新)

ロ その他の場合 126点

(特定保険医療材料点数)

1. 間接法

イ メタルコアを用いた場合

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 大白歯     | 65点 |
| (2) 小臼歯及び前歯 | 40点 |

ロ ファイバーポストを用いた場合

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 大白歯     | 27点 |
| (2) 小臼歯及び前歯 | 15点 |

(ファイバーポスト)

1本につき 89点

2. 直接法

イ ファイバーコアを用いた場合

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 大白歯     | 27点 |
| (2) 小臼歯及び前歯 | 15点 |

(ファイバーポスト)

1本につき 89点

ロ その他の場合

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 大白歯     | 33点 |
| (2) 小臼歯及び前歯 | 21点 |

**【硬質レジンジャケット冠，CAD/CAM冠の大白歯への適応拡大】**

硬質レジンジャケット冠，CAD/CAM冠についての保険適応が小臼歯だけでなく，大白歯へも拡大されました。

ただし，大白歯については，歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に限り算定することができ，医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で，診療情報提供（診療情報提供料の様式に準じるもの）に基づく場合に限りられています。

**【歯科医療技術の進歩に伴う材料，技術の保険適用廃止】**

歯科医療技術の進歩に伴い実施頻度が減少している技術や新たな材料の普及により使用頻度が減少している特定保険医療材料に関し，下記の項目については保険適用が廃止となりました。

(特定保険医療材料)

金銀パラジウム合金を用いた屈曲バー（パラタルバー，リングルバー）の保険適用廃止。

(技術)

ジャケット冠の保険適用廃止。なお，経過措置として，2016年（平成28年）6月30日までは従前の例（製作技術点数390点，材料点数2点）により算定できます。

### 【有床義歯内面適合法の評価】

義歯新製から6か月以内に実施する有床義歯内面適合法について、有床義歯修理の評価と整合性が図られるとともに、軟質材料を用いた場合が評価されました。

なお、本年4月以降の製作技術点数は下記のようになっています。

#### ◎有床義歯内面適合法の製作技術点数

##### M030 有床義歯内面適合法

#### 1. 硬質材料を用いる場合（1床につき）

##### イ 局部義歯（1床につき）

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 1歯から4歯まで   | 210点 |
| (2) 5歯から8歯まで   | 260点 |
| (3) 9歯から11歯まで  | 360点 |
| (4) 12歯から14歯まで | 560点 |

##### ロ 総義歯（1顎につき） 770点

#### 2. 軟質材料を用いる場合（1顎につき） 1,400点（新）

- ① 2については、下顎総義歯に限る。
- ② 新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

### 【歯科技工加算の算定要件】

施設基準に適合した保険医療機関における歯科技工加算について増点がされるとともに、当日修理を行った際の点数加算が新設されました。

#### 〔算定要件〕

- ① 施設基準に適合した保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かった当日に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算1として、1床につき50点を所定点数に加算する。
- ② 施設基準に適合した保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かって修理を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算2として、1床につき30点を所定点数に加算する。

## 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）

### （Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格）

（2016年（平成28年）3月 厚生労働省告示第56号）

品 名	単 位	材料価格
001 歯科用純金地金（金99.99%以上）	1 g	5,412円
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（JIS 適合品）	1 g	3,906円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（JIS 適合品）	1 g	4,159円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	4,411円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（JIS 適合品）	1 g	4,335円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 JIS 適合品）	1 g	1,400円
007 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状（金12%以上 JIS 適合品）	1 g	1,231円
008 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 パラタルバー用（金12%以上 JIS 適合品）		※削除
009 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 リンガルバー用（金12%以上 JIS 適合品）		※削除
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 JIS 適合品）	1 g	2,525円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 JIS 適合品）	1 g	122円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 JIS 適合品）	1 g	137円
013 歯科用銀ろう（JIS 適合品）	1 g	243円
014 歯科用プラズメタル（銀25%以上パラジウム5%以上）	1 g	864円
015 歯科用プラズメタル（銀25%以上）	1 g	341円
016 歯科鑄造用ニッケルクロム合金 冠用	1 g	20円
017 歯科鑄造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用	1 g	25円
018 歯科用ニッケルクロム合金板（JIS 適合品）	1 g	133円
019 歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用（JIS 適合品）	1 cm	22円
020 歯科鑄造用コバルトクロム合金 鉤・バー用	1 g	25円
021 歯科用コバルトクロム合金線 鉤用（JIS 適合品）	1 cm	13円
022 歯科用コバルトクロム合金線 バー用（JIS 適合品）	1 cm	64円
023 歯科用ステンレス鋼線 鉤用（JIS 適合品）	1 cm	9円
024 歯科用ステンレス鋼線 バー用（JIS 適合品）	1 cm	8円
025 歯科用銀アマルガム用合金（アロイ JIS 適合品）		※削除
026 歯科用銀アマルガム用合金（水銀 JIS 適合品）		※削除
027 陶歯 前歯用（真空焼成歯）	6本1組	1,840円
028 陶歯 臼歯用（真空焼成歯）	8本1組	993円
029 陶歯 前歯継続歯用（真空焼成歯）	2本1組	1,340円

品名	単位	材料価格
030 陶歯 臼歯継続歯用 (真空焼成歯)	4本1組	1,970円
031 レジン歯 前歯用 (JIS 適合品)	6本1組	258円
032 レジン歯 臼歯用 (JIS 適合品)	8本1組	270円
033 スルフォン樹脂レジン歯 前歯用	6本1組	609円
034 スルフォン樹脂レジン歯 臼歯用	8本1組	850円
035 硬質レジン歯 前歯用	6本1組	609円
036 硬質レジン歯 臼歯用	8本1組	795円
037 歯冠用加熱重合レジン (粉末 JIS 適合品)	1g	18円
038 歯冠用加熱重合レジン (液 JIS 適合品)	1mL	4円
039 歯冠用加熱重合硬質レジン	1g	26円
040 歯冠用光重合硬質レジン	1g	640円
041 義歯床用アクリリック樹脂 (粉末 JIS 適合品)	1g	5円
042 義歯床用アクリリック樹脂 (液 JIS 適合品)	1mL	4円
043 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (粉末)	1g	28円
044 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (液)	1mL	19円
045 義歯床用熱可塑性樹脂	1g	18円
046 歯科用合着・接着材料Ⅰ (粉末・液) (1)レジン系	1g	453円
歯科用合着・接着材料Ⅰ (粉末・液) (2)ガラスアイオノマー系	1g	306円
047 歯科用合着・接着材料Ⅱ (粉末・液)	1g	101円
048 歯科用合着・接着材料Ⅲ (粉末・液)	1g	23円
049 歯科充填用材料Ⅰ (1)複合レジン系	1g	724円
歯科充填用材料Ⅰ (2)ガラスアイオノマー系	1g	644円
050 歯科充填用材料Ⅱ (1)複合レジン系	1g	277円
歯科充填用材料Ⅱ (2)ガラスアイオノマー系	1g	242円
051 歯科充填用材料Ⅲ	1g	16円
052 複合レジン 築造用 (硬化後フィラー60%以上)	1g	275円
053 金属小釘 ロック型	1本	65円
054 金属小釘 スクリュー型	1本	49円
055 金属小釘 スクリュー型 (金メッキ)	1本	109円
056 乳歯金属冠	1本	297円
057 スクリューポスト 支台築造用	1本	62円
058 CAD/CAM 冠用材料	1個	3,820円
059 ファイバーポスト 支台築造用	1本	892円

## 歯科技工に関連する保険点数のしくみ

私たち歯科技工士は、責任を持って良質で安全な歯科補綴物等を提供するため、歯科診療報酬体系について理解した上で、各々の歯科技工所における適正な歯科技工料金の設定が必要です。そのためには、歯科医療機関が認識、使用している保険点数の内容をあらかじめ知っておくことが重要となります。

### 1. 歯科医療機関が使用する「社会保険歯科診療報酬点数早見表」（まるめ点数表）の記載内容とは

歯科医療機関の多くは、公益社団法人日本歯科医師会が会員用に作成している「社会保険歯科診療報酬点数早見表」（まるめ点数表）に表示されている点数を念頭に診療報酬請求業務を行っています。この「まるめ点数表」からでは、各項目の製作技術点数が何点なのかは分かりません。そのため、歯科診療報酬体系のなかみを理解し、委託先である歯科医療機関に説明できる知識を持つておく必要があります。

「社会保険歯科診療報酬点数早見表」（まるめ点数表）では、第12部歯冠修復及び欠損補綴関連項目について、次のような点数表示になっています。

金属歯冠修復等 表示例 全部金属冠 (大白歯、 金パラ使用)	製作技術 点数	+	材料点数	+	※装着点数 は別表記	=	「早見表」表示点数 (まるめ点数)
	454点		493点			=	947点
有床義歯 表示例 総義歯 (レジン床)	製作技術 点数	+	材料点数	+	装着点数	=	「早見表」表示点数 (まるめ点数)
	2,132点	+	10点	+	230点	=	2,372点

### 2. 歯科技工所から歯科医療機関への請求額

製作技術料 (製作技術点数)	+	歯科技工所側 が負担した場 合の材料料	=	歯科医療機関への請求額
-------------------	---	---------------------------	---	-------------

#### 【一例】

例えば、A 歯科技工所において、「レジン床総義歯」の請求に関し、製作技工に要する費用の割合“おおむね100分の70”の70%を請求額と設定した場合は、

$$14,920円 \quad + \quad 100円 \quad = \quad 15,020円$$

(A 歯科技工所の製作技術料) + (負担した材料料) = (A 歯科技工所の請求額)

※歯科医療機関では、上記のように「社会保険歯科診療報酬点数早見表」（まるめ点数表）により診療報酬請求業務を行っています。「まるめ点数」と「製作技術点数」が混同し、歯科医療機関との認識違いを招かないためにも、適正な歯科技工料金を設定する際に重要となる各項目の「製作技術点数」について、まず私たち歯科技工士自身が保険点数のしくみを理解しましょう。

(注) 本資料掲載の各保険点数は、2016年(平成28年)4月1日現在の点数。

[参考]

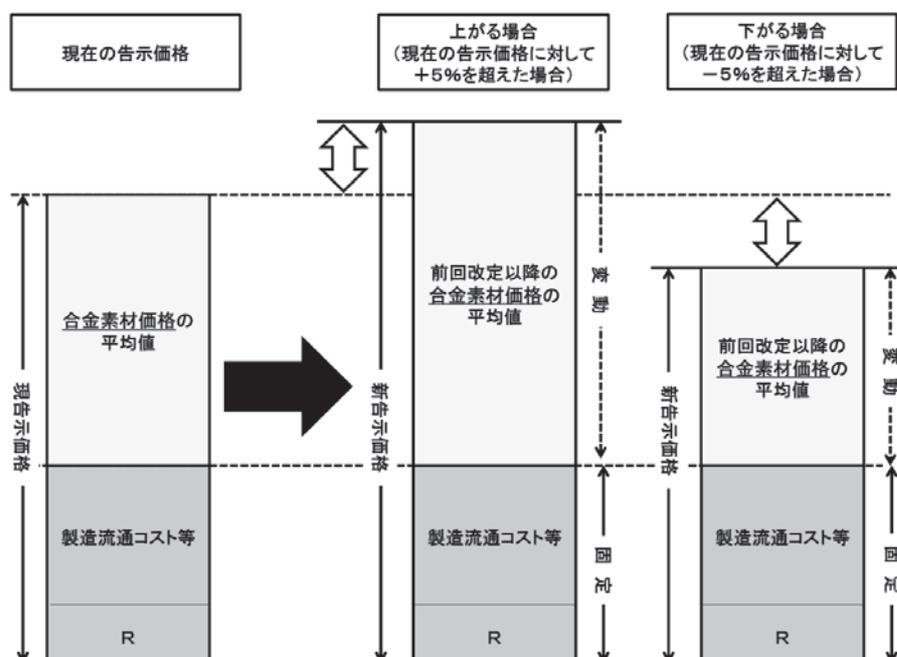
貴金属を含有する特定保険医療材料点数は、2年に1度の改定に加え、下記の一定要件を満たした場合、6ヶ月ごとに随時改定されるしくみとなっています。

中	医	協	総	-	2
2	7	.	7	.	22

歯科用貴金属価格の随時改定について(平成27年10月改定)

歯科用貴金属価格の素材(金、パラジウム、銀)価格の変動幅がその時点の告示価格の±5%を超えた場合に、診療報酬改定時以外に6ヶ月毎に見直しを行うもの。

○随時改定価格の考え方



○今回の随時改定における対応

(例) 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状パラタルバーの場合	
平成27年4月改定時の告示価格(A)	1,090円
補正幅(B)	68円
平成27年10月随時改定時の告示価格案(A+B)	1,158円

※ 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状パラタルバーの規格(JIS)  
金12%以上、銀40%以上、パラジウム25%以上

※出典：厚生労働省 中央社会保険医療協議会(中医協) 総会(2015年7月22日)資料

歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移  
(1988年(昭和63年)4月改定以降、「点数分析表」掲載の主な項目)

NO.1

区分番号	1988.6 (S63)	1989.4 (H元)	1990.4 (H2)	1992.4 (H4)	1994.4 (H6)	1996.4 (H8)	1997.4 (H9)	1998.4 (H10)	2000.4 (H12)	2002.4 (H14)	2004.4 (H16)	2006.4 (H18)	2008.4 (H20)	2010.4 (H22)	2012.4 (H24)	2014.4 (H26)	2016.4 (H28)
M010 金属歯冠修復(1個につき)		※消費税 導入					※消費税 5%									※消費税 8%	
1 インレー	150	150	160	165	165	165	170	170	181	181	181	181	181	181	190	190	190
イ 単純なもの																	
ロ 複雑なもの	220	225	240	250	252	252	257	257	275	275	275	275	275	275	284	284	284
2 4分の3冠	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
3 5分の4冠	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310
4 全部金属冠	370	375	375	395	402	402	410	434	445	445	445	445	445	445	454	454	454
M011 レジン前装金属冠																	
1 前歯(1歯につき)	1,000	1,010	1,200	1,200	1,204	1,204	1,219	1,242	1,242	1,242	1,200	1,200	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174
2 小臼歯(1歯につき)																	
M012 希環金属冠(1歯につき)	90	90	90	90	85	85	85	85	85	85	85	※削除					
M013 歯冠継続歯(1歯につき)	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	※削除					
M014 ジャケット冠(1歯につき)	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	※削除
M015 硬質レジンジャケット冠(1歯につき)	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	768
M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)															※新設 (2014.4)	1,200	1,200
M016 乳歯冠(1歯につき)																	
1 乳歯金属冠の場合(1歯につき)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
2 1以外の場合(1歯につき)																	
M016-2 小児保険装置															※新設 (2014.4)	600	600
M017 ポンティック(1歯につき)	420	420	420	420	420	420	428	428	428	428	428	428	428	428	434	434	434
注1 レジン前装金属ボンティック (硬質レジン)	920	920	1,100	1,100	1,106	1,106	1,114	1,114	1,228	1,228	1,200	1,200	1,174	1,174	1,180	1,180	1,180
注2 金属前装ボンティック (前歯・小臼歯に限る)	420	420	420	420	420	420	428	428	428	428	428	428	428	428	428	428	754

菌冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移  
(1988年(昭和63年)4月改定以降、「点数分析表」掲載の主な項目)

NO.2

区分番号	1988.6 (S63)	1989.4 (H元)	1990.4 (H2)	1992.4 (H4)	1994.4 (H6)	1996.4 (H8)	1997.4 (H9)	1998.4 (H10)	2000.4 (H12)	2002.4 (H14)	2004.4 (H16)	2006.4 (H18)	2008.4 (H20)	2010.4 (H22)	2012.4 (H24)	2014.4 (H26)	2016.4 (H28)
M018 有床義歯 1 局部義歯(1床につき) イ 1歯から4歯まで ロ 5歯から8歯まで ハ 9歯から11歯まで ニ 12歯から14歯まで 2 総義歯(1顎につき)		※消費税 導入 345	350	380	380	500	510	510	520	525	525	525	540	550	560	570	576
		460	460	460	480	600	610	610	650	650	650	650	665	676	690	700	708
		520	590	600	600	850	865	865	890	875	890	890	890	900	920	930	940
		815	900	900	900	1,250	1,270	1,270	1,300	1,280	1,300	1,300	1,300	1,310	1,340	1,350	1,364
		1,235	1,400	1,400	1,400	2,000	2,035	2,035	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,060	2,100	2,110	2,132
M019 熱可塑性樹脂有床義歯 1 局部義歯(1床につき) イ 1歯から4歯まで ロ 5歯から8歯まで ハ 9歯から11歯まで ニ 12歯から14歯まで 2 総義歯(1顎につき)		500	700	700	700	700	710	710	705	705	705	705	705	670	670	670	662
		700	920	920	920	920	935	935	935	925	925	925	925	900	900	900	890
		900	1,180	1,180	1,180	1,180	1,200	1,200	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,120	1,120	1,120	1,108
		1,100	1,800	1,800	1,800	1,800	1,835	1,835	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,750	1,750	1,750	1,732
		2,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	2,780	2,780	2,780	2,752
M020 鑄造鉤(1個につき) 1 双子鉤 2 二腕鉤	160	160	160	180	185	185	185	197	210	197	220	220	224	224	230	234	240
M021 線鉤(1個につき) 1 双子鉤 2 二腕鉤(レストつき) 3 レストのないもの	160	160	160	180	180	180	180	180	185	195	195	195	200	200	200	200	206
	110	110	110	120	120	120	120	120	125	135	135	135	140	140	140	140	146
	90	90	90	100	100	100	100	100	105	115	115	115	120	120	120	120	126
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)															※新設 (2014.4)	220	226
M022 フック、スパー(1個につき) ※保険医療材料は所定点数に含まれる(2012.4～)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	85	85	85	85	96	103	103	103

菌冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移  
(1988年(昭和63年)4月改定以降、「点数分析表」掲載の主な項目)

NO.3

区分番号	1988.6 (S63)	1989.4 (H元)	1990.4 (H2)	1992.4 (H4)	1994.4 (H6)	1996.4 (H8)	1997.4 (H9)	1998.4 (H10)	2000.4 (H12)	2002.4 (H14)	2004.4 (H16)	2006.4 (H18)	2008.4 (H20)	2010.4 (H22)	2012.4 (H24)	2014.4 (H26)	2016.4 (H28)
M023 パー(1個につき)		※消費税 導入					※消費税 5%									※消費税 8%	
1 鑄造パー	340	340	340	360	380	380	380	380	400	400	420	420	420	430	438	438	444
2 屈曲パー	180	180	180	200	200	200	200	200	220	220	240	240	240	240	248	248	254
3 補強線	140	140	140	140	140	100	100	100	※削除	50	50	50	50	60	60	60	60
注 保持装置	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	60	60	60	60
M026 補綴隙(1個につき)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	40	50
M027 ろう着(1個所につき)	60	60	60	60	60	60	60	60	60	※削除							
M029 有床齧歯修理(1床につき)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	220	220	220	220	224	228	234

社会保険歯科診療における歯科技工関連部門の知識と解説〔2016年概要版〕

不許  
複製

編集発行 公益社団法人 日本歯科技工士会

〒162-0846

東京都新宿区市谷左内町21-5

TEL : 03-3267-8681

FAX : 03-3267-8650

HP : <http://www.nichigi.or.jp>

e-mail : [nichigi@info.email.ne.jp](mailto:nichigi@info.email.ne.jp)

印 刷 一世印刷株式会社

〒161-8558

東京都新宿区下落合2-6-22

TEL : 03-3952-5651

FAX : 03-3953-7751

